

消化器がん検診 総論 ～がん対策推進基本計画を繙きながら～

佐田厚生会 佐田病院 放射線科
平賀聖久

1981年に悪性新生物が死因の第一位となって以来、がんは依然として現在も、国民の生命・健康にかかわる重要な問題です。我が国では、1998年の一般財源化を経て、2006年にがん対策基本法が成立しました。がん対策基本法は、がん患者が尊厳を保持しつつ、適切ながん医療だけでなく、安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、予防・検診・治療・緩和ケアなどのがん対策を、総合的かつ計画的に推進するために制定された法律です。国はがん対策基本法に基づき、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となるがん対策推進基本計画を策定しています。

がん対策推進基本計画は、第1期が2007年、第2期が2012年、第3期が2018年に策定されました。第4期がん対策推進基本計画では、がん検診に於いて取り組むべき施策が三つ示されています。一つ目は、科学的根拠に基づくがん検診の実施です。二つ目は、がん検診の精度管理です。三つ目は、受診率向上対策です。これらを確実に実施することが、がんで死亡する人を減少させることに繋がります。

本研修会では、2023年に策定された第4期がん対策推進基本計画を繙きながら、消化器がん検診の総論を解説します。内容は、がんの一次・二次予防、がんの原因、検診と診療、検診と健診、地域（住民）検診と職域検診、健康診断に関する法規・制度、がん検診の目的、がん検診が満たすべき条件、がん検診の評価、がん検診の利益・不利益（放射線被曝）、国が推奨するがん検診、がん検診の精度管理、がん検診の流れ、がん検診の受診率、などに亘ります。

本学会は、“正しい消化器がん検診をすべての人に”を旗印に、国民の健康に寄与せんと活動しております。“正しい消化器がん検診”とは、がんで死亡する人を減少させる、利益が不利益を上回る検診を指します。がん検診の成果を上げるためには、科学的根拠に基づく検診を適切に実施することが原則ですが、残念ながら我が国では、この原則から外れたがん検診も少なからず実施されています。本日の内容が、“正しい消化器がん検診”の再認識に繋がる、皆様の一助となれば幸いです。